

渋谷区公共工事の中間前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区契約事務規則（昭和39年渋谷区規則第22号。以下「規則」という。）第56条の2の規定に基づく公共工事の中間前払金（以下「中間前払金」という。）に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の対象)

第2条 規則第56条の2第1項に規定する中間前払金の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事のうち、規則第56条第1項の規定により前払金をしたのものとする。

(中間前払金の率)

第3条 規則第56条の2第1項に規定する中間前払金の率は、契約金額の2割以内とする。

(中間前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、中間前払金の最高限度額は、1件の契約につき5,000万円とする。

(中間前払金の制限)

第5条 第2条の規定により中間前払金の対象とされる工事であっても、規則第57条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わないものとする。

2 前項に定めるもののほか、区長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前払金の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数整理)

第6条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前払金の対象及び率等の明示)

第7条 中間前払金の対象とされる工事及び中間前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する特約事項)

第8条 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証事業会社と中間前払金を受けた工事の請負人との間における保証契約（以下「保証契約」という。）の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の用途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第9条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たしていることの認定について、認定請求書（別記第1号様式）及び工事履行報告書（別記第2号様式）による請求があった場合は、速やかに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）が行うものとし、工事主管課長はその結果が妥当と認めるときは、認定調書（別記第3号様式）を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

（中間前払金の請求手続）

第10条 中間前払金の請求は、前条の規定による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で、行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

（契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還）

第11条 規則第56条の2第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条に規定する率を適用して算出した中間前払金の額と既に支払済みの中間前払金の額との差額とする。この場合において、支払済みの中間前払金の額の算出基礎となった中間前払金の率が第3条に規定する率を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金の額の算出に際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

2 前項の規定により、中間前払金の額を追加払する場合においても、中間前払金の合計金額は5,000万円を超えることができない。

3 規則第56条の2第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 規則第56条の2第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、返還期限を指定して契約の相手方に請求するものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した金額を、遅延利息として徴収するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、残工期が30日未満のときその他区長が必要がないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第12条 規則第56条の2第2項の規定により中間前払金を追加払する場合には、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対して工期の変更を連絡するものとする。

3 規則第56条第2項の2の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

（中間前払金の用途制限）

第13条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事等に必要経費以外の経費の支払にあててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第14条 規則第56条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第56条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定率を乗じて計算した金額を利息として徴収するものとする。

(複数年度にわたる工事等の中間前払金)

第15条 複数年度にわたる工事であっても、中間前払金は、契約金額に中間前払金の率を乗じた額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理する。

2 前項後段の規定は、事故繰越等の理由により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事等の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため、第5条第2項により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかった場合は、翌年度開始後に速やかにこれを支払うものとする。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関して必要な事務手続については、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。